

平成 20 年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成 20 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

業務経費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

2 外部委託の推進

外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。

3 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。

なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。

また、業務・システムの最適化を図るため設置した C I O 補佐官を積極的に活用し、引き続き業務運営の効率化を図る。

4 随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募

を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。

なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

- ① 個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。

- ② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。

(2) 資料の保管

総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「在り方の検討」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。

① 適切な保管

ア 環境の整備

収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。

イ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。

イ 劣化防止

希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

- ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

③ 平和祈念展

平成20年8月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平成20年6月に「平和祈念展」を愛知県名古屋市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会

関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合に

は、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつつ、資料整理（棚卸し）等の準備作業を適切に進める。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聴き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。

(2) 外国調査の実施

ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等から収集した資料に基づき戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行う。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎18』（130件）の電子データ化を効率的に推進する。

② 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。

また、労苦調査及び外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料の調査研究の成果について、基金解散後においても活用できるようその方策について検討する。

③ 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー（個人視聴）において視聴できるようにし、積極的活用

を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

また、平成 16 年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを京都府舞鶴市で開催する。この他、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは 1,000 人以上、後者のフォーラムでは 300 人以上とする。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。

(3) 語り部の積極的活用

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、これまで育成してきた「語り部」を、平和祈念展示資料館に年間延 60 人配置するとともに、東京近郊の学校 14 校に派遣するなど、「語り部」を積極的に活用する。

(4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し助成を行う。

4 書状等の贈呈事業

関係者に対する書状等の贈呈事業への請求（平成 19 年 3 月 31 日に受付終了）のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。

5 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち平成 21 年 3 月 31 日までに申請のあった者に対して、次のとおり特別慰労品を贈呈する。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

ア 5 万円相当の旅行券等又は慰労の品

イ 3 万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 特別記念事業実施の周知

本事業の請求期限が平成 21 年 3 月 31 日であることを踏まえ、新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報を行うとともに、地方公共団体及び関係機関と緊密な連絡を図り、都道府県・市区町村の広報紙への掲載依頼及び老人福祉関係機関に対する直接広報、並びに基金及び関係団体主催の講演会等の場における相談員の配置による広報等、広範かつ積極的な広報活動を実施し、関係者への周知を図る。

また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別に特別記念事業のお知らせを行い、特別慰労品の請求を案内する。

(3) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は 1 か月（上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3 週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は 3 か月とする。

(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。

6 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。

平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。

(2) ホームページの充実

常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を 75 万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携強化

平成 20 年 9 月に「都道府県実務担当者会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」等を地方公共団体あてに配布し、特別記念事業及び書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。

(4) 関係資料館とのネットワーク化

基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との連携に努める。

(5) 外国の関係機関との関係強化

ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。

(6) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

(7) 基金記録史の作成

基金の記録史作成のため、これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

職員の研修

職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても能力開発の推進と意識の向上を図る。

2 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。

(4) 内部統制・ガバナンス強化

整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。

1 予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 750 |
| 運用収入 | 495 |
| 臨時収入 | 9,807 |
| 前年度よりの繰越金 | — |
| 計 | 11,052 |
| 支出 | |
| 慰藉事業費 | 10,726 |
| 一般管理費 | 326 |
| 計 | 11,052 |

うち特別記念事業分

| 区 分 | 金 額 |
|-------|-------|
| 収入 | |
| 臨時収入 | 9,807 |
| 支出 | |
| 慰藉事業費 | 9,807 |

- (注) 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成20年度取崩し予定額及び運用収入である。
 2 運用収入 及び 臨時収入 は、金利動向等により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 198百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 費用の部 | 11,074 |
| 経常費用 | 11,074 |
| 慰藉事業費 | 10,701 |
| 一般管理費 | 326 |
| 減価償却費 | 47 |
| 財務費用 | 0 |
| 臨時費用 | 0 |
| 収益の部 | 11,074 |
| 経常収益 | 1,267 |
| 運営費交付金 | 725 |
| 運用収入 | 495 |
| 事業外収入 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 43 |
| 資産見返補助金戻入 | 4 |
| 財務収益 | 0 |
| 臨時利益 | 9,807 |
| 純利益 | — |
| 目的積立金取崩額 | — |
| 総利益 | — |

うち特別記念事業分

| 区 分 | 金 額 |
|-------|-------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | |
| 慰藉事業費 | 9,807 |
| 収益の部 | |
| 臨時利益 | 9,807 |

- (注) 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成20年度取崩し予定額及び運用収入である。
2 運用収入及び臨時利益は、金利動向等により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|--------|
| 資金支出 | 11,318 |
| 業務活動による支出 | 11,027 |
| 投資活動による支出 | 25 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 翌年度への繰越金 | 266 |
| 資金収入 | 11,318 |
| 業務活動による収入 | 1,265 |
| 運営費交付金による収入 | 750 |
| 運用収入 | 515 |
| 投資活動による収入 | 9,787 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前年度よりの繰越金 | 266 |

うち特別記念事業分

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-------|
| 資金支出 | |
| 業務活動による支出 | 9,807 |
| 資金収入 | 9,807 |
| 業務活動による収入 | |
| 運用収入 | 20 |
| 投資活動による収入 | 9,787 |

- (注) 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向等により変動する可能性がある。